

第10回広島大学ホームカミングデー（東千田キャンパス）企画
パネルディスカッション

「現代社会に挑むプロフェッショナル ～自己実現と女性法律家～」

下村眞美・河合文江
平谷優子・糸永直美
秋野成人

平成28年11月12日（土）に、第10回広島大学ホームカミングデー（法務研究科企画）として、東千田未来創生センターにおいて、法曹家や学界の第一線で活躍される3名の女性法律家をお招きし、「現代社会に挑むプロフェッショナル～自己実現と女性法律家～」をテーマとしたパネルディスカッションを開催しました。本稿は、当日のテープ録音をもとに、その概要を報告するものです（なお、パネルディスカッションに引き続き行われた、フロアとの質疑応答については、紙幅の関係上、省略させていただきました）。

★進行係

本日は、「第10回広島大学ホームカミングデー企画・女性法律家によるパネルディスカッション・現代社会に挑むプロフェッショナル・自己実現と女性法律家」へお越しくださしまして誠にありがとうございます。さて広島大学ホームカミングデーは広島大学の卒業生や元教職員、在学生、教職員はもとより市民のかたがたにもご参加いただけるイベントとして開催しております。

す。こちら東千田キャンパスでは女性法律家によるパネルディスカッションを開催致します。それではまずはこの方をお迎え致します，糸永さん。

★糸永氏（広島テレビアナウンサー）

はい。失礼します，よろしく申し上げます。

★進行係

ご紹介致します。広島テレビ放送，糸永直美アナウンサーです。今日は糸永アナウンサーにパネラーのお三方の人となりを引き出していただきたいと思致します，よろしく申し上げます。

★糸永氏

はい，よろしく申し上げます。

★進行係

それでは本日のパネラーをお迎えしましょう，まず下村眞美さん，続きまして河合文江さん，そして平谷優子さん，ではお席にお進みください。それでは開催にあたりまして主催者であります広島大学大学院法務研究科長，秋野からご挨拶申し上げます。

★秋野成人氏（広島大学大学院法務研究科長）

広島大学大学院法務研究科の秋野です，本日は「第10回広島大学ホームカミングデー」の東千田キャンパスのイベントにご参加いただきましてありがとうございます。ホームカミングデーは先ほど説明がありましたように本来であれば広島大学の卒業生がかつての学び舎に集まって旧交を温めるということでもありますし，同時に広島大学がどのようなことを今やっているのかということを知っていただくということを目的としております。旧交を温めていただくほうはお任せいたしまして，広島大学が現在どのようなことをしているか，特に東千田キャンパスにおいては大学院法務研究科，いわゆる法科大学院が中心的な存在になっております。今回も法務研究科，法科大学院が主催して「女性法律家によるパネルディスカッション」をさせていただくということになりました。現在，法曹養成プロセスは，裁判官，

検察官、弁護士を目指す方々に法科大学院において最初ファーストステップの段階の教育を行う、その後、司法修習に行つて、さらに実務でオン・ザ・ジョブ・トレーニング (On the Job Training) をしていくという、おおまかな流れです。広島大学法科大学院におきましては二つのポイントを持って教育を行うということを今、行つております。その一つがプロフェッショナル性ということ。法曹ということですので専門法律家ということになりますので、法律家としてのプロフェッショナル性を持ってもらわなければならない、そのためにどういう教育をすべきかを工夫しているということが一つ、もう一つは法律家として、クリエイティブさを持たなければいけない、創造性を持たなければいけないということです。これは広島という地にある法科大学院として、広島が世界に平和を訴えることができる、いわば世界平和の原点となるべき地域ですので、その地で法律家を育てるということであれば世界平和、あるいは一国における平和の構築に貢献できるような人材を育てなければならず、そのときに必要なものは何かといったときに、それはクリエイティブさであるだろう。プロフェッショナル性とクリエイティブさを身に付けることができる教育をして、将来、法曹として自立していただこうと考えています。本日は「現代社会に挑むプロフェッショナル」ということで、登壇された三名の方に、法曹を目指した動機のところからこれまでの歩み、これからどういうことをしたいのかということも含めて、糸永アナウンサーの司会のもとにお話を伺っていきます。そのなかで三人の方が法曹としてのプロフェッショナル性をどのようにとらえておられるのかということをお聞きいただければと思います。登壇された三名の方、本当にお忙しい中をわざわざお越しいただきましてありがとうございます。このイベントが非常に実りの多いものになることを期待いたしております。以上をもってごあいさつとさせていただきます、ありがとうございます。

★進行係

ありがとうございます。それではここからの進行は糸永アナウンサーに

お願いしたいと思います, よろしくお願ひします。

★糸永アナウンサー

広島テレビの糸永直美と申します, どうぞよろしくお願ひ致します。テレビのドラマでは毎日のように登場する裁判官, 検事, そして弁護士なのですが, 実際にかうして生の声を聞けるといふのはとても珍しいと言ひますか, 本当に貴重な機会だと思つて今日は楽しみにまいりました。また広島大学のほうにもときどき取材などで来させていただくことがあるのですが, 気が付いたらこんな新しい校舎が建つておりまして, 本当に広島を中心部のど真ん中にかういふ環境が整つていふことを見てみまして, 本当に恵まれていふなと感じました。私も大学を卒業してもう20年以上経つのですが, 日々かういふ仕事をいふとドンドンいふんなことが変わつてきて勉強すること, 日々更新していふことの大切さを感じていふので, 社会人入学とかもしかういふところでまた学ぶことができたらいふなと思ひながら, ちょっと紅葉しかけたこの大学の中を歩いて来ました。今日はお三方に今, 秋野さんからのお話にもありましたように, なぜそれぞれの道に歩まれたのか, そして日頃のお仕事のこと, そしてプロフェッショナルといふことについてお話を伺つていふたいと思ひます。まずお一方ずつ簡単にプロフィールのほう, 私のほうからご紹介させていただきます。お話を伺ふ順番なのですが, まずは河合さんのほうから伺つてみたいと思ひます。河合文江さんですが, 大阪大学大学院法学研究科から司法修習を経て大阪地方検察庁に入られました。その後, さまざまなキャリアを積まれまして現在は広島高等検察庁の岡山支部長を務めていらっしゃいます, どうぞよろしくお願ひ致します。はい, それでは早速なのですが, 司法試験, 日本の国家試験で最難関と言ひれます国家資格, 司法試験を突破したあと, そのあと司法修習を経て, それぞれが違ふ道といふことなのですが, まずその辺りの話から, はい, 聞かせていふたいと思ひます。

★河合文江氏 (広島高等検察庁岡山支部長: 検事)

司法修習制度はこの10年ほどで大きく変わっています。昔は法科大学院という制度自体がなくて10年ちょっと前にできました。今は法科大学院を、既習の人なら2年、未習の人は3年で修了して初めて司法試験の受験資格ができることになりました。またその制度の変更に伴い、受験時期も変わりました。マークシート式の択一試験と論文試験、これが5月に両方あります。合格発表が9月半ばにありまして、合格した人は1年間の司法修習を経て法曹としての資格を得ることになります。司法修習は11月の終わりのころから1年間行われます。最初の約1か月は、埼玉県の和光市にある司法研修所で、司法修習生全員が、基本的なことを勉強します。そのあと2か月弱の期間ずつ民事裁判、刑事裁判、検察と弁護の4か所で研修をします。そして最後の残りの4か月のうち2か月は和光の研修所で最後の試験のための勉強をもう一度きちんとする。もう2か月は各人の希望で修習内容を選べる選択型の修習です。一番最後の1週間が試験です。二回試験と呼ばれているのですが、その試験に合格して初めて法曹の資格を得ることができます。この合格発表が12月半ばごろです。このように裁判官も弁護士も検事もみんな同じ修習を受けているのです。だから最終的に選ぶ道は違っても、同じ法律家としての勉強をしているので、基本的なベースは一緒という意識を強く持てるのではないかと思います。

★糸永アナウンサー

河合さんはどうして検事の道に進まれたのですか。

★河合文江氏

私は中学校のころから推理小説が大好きで、謎を解く、真相を解明するということがすごくダイナミックで面白いと思っていたのが一つと、当時、女性はまだ就職も大変で、資格を持って一生働けることもしたいなというところでした。そして、刑事事件を主体的にやれるのは、法曹三者の中だと検事だと思い、検察官を希望しました。

★糸永アナウンサー

ちなみに好きな推理小説の作家さんとか、どんなものをよく読んでいらっしゃるのですか。

★河合文江氏

エラリー・クイーンだとか、要するに謎解き系です。

★糸永アナウンサー

今、検事という仕事の内容と言いますか、ちょっと。

★河合文江氏

検事の仕事というのは、まず、刑事事件についての起訴、不起訴を決める、そのために捜査をする、証拠を吟味するということがあります。そして起訴した事件について裁判官に正しく認定されるように活動していく公判の仕事があります。警察と違うのは、起訴、不起訴を決めることができる権限があるということです。検事の仕事は、捜査、公判だけでなく、もう少し幅が広く、国の法律家的な部分もありまして、例えば法律をつくる側の法務省に人もたくさん行っておりますし、市町村がつくる条例の罰則があるものについては検察官が問題ない条文が審査することになっていたりですとか、民事に関しても、たとえば認知の事件ですと、父親が亡くなっていると訴える相手がいないので、その場合は、地方検察庁のトップである検事正を相手方として訴えることになります。

★糸永アナウンサー

不思議な。

★河合文江氏

はい。他にも例えば後見人の選任を申し立てる権限もあり、刑事事件だけでなく、幅広い仕事があります。

★糸永アナウンサー

ありがとうございます、はい。そして続いては少しずつ皆さんのお話を伺いながらディスカッションに入っていきたいと思うのですが、下村眞美さんについて少しご紹介させていただきます。実は下村さんは河合さんと

大学も同期ということで大阪大学大学院のほうから司法修習を経まして大阪地方裁判所に入られました。その後、さまざまな経験を積まれて現在は大阪大学大学院高等司法研究科の法務専攻教授を務めていらっしゃいます。裁判官から今は教育者という道を歩まれているのですけれども、どういうことがきっかけで今に至ったのかも一言では言い表せないと思うのですけれども、まず今の、もともとが裁判官の道を目指そうと思ったきっかけ辺りから伺えますでしょうか。

★下村眞美氏（大阪大学大学院高等司法研究科長：元判事）

はい。法曹をそもそも目指そうと思ったのはすごく個人的なことです。私の両親はいわゆる昭和一桁生まれで戦争の影響を受けて学校をちゃんと出してもらえなかった世代です。ですので私が高校に入ったときに、すでに私は家族の中で最高学歴者ということになりました。両親が苦勞しているのを見て、一生懸命育ててくれている両親に何かできないかということで、周りを見回すと遠い親戚に弁護士さんがおりました。その弁護士さんがその弁護士さんのお母さんに毎月ちゃんと仕送りをされていることを知り、「両親を楽に出来るのだな」と思ったのが法曹を目指したきっかけです。その後、高校に入り、大学に入りという中で女性の法曹が少ないことを知りました。例えば離婚調停で女性の申立人には「ここまで我慢したのだから、まだ別れずに最後まで我慢しなさいね」みたいなことを調停委員から言われているというのを見聞きして「これでは女性の地位はいつまで経ってもよくなるまい」と考え、「私でもお役に立てることはないだろうか」と思って法曹を目指しました。法曹の中でもさらに裁判官というのは最終的に自分で判断・決定ができるといったところは私に向いているのではないかとということで裁判官になりました。その後、裁判所にいる間に実は出向というかたちで、私も「検事」にはなったことがあるのです。何かというと「訟務検事」と言いまして、国の代理人ですね、国家賠償が起こされたときに、国の代理人として働くという経験をしました。そうすると裁判所の外から裁判所を眺めることになりまして、そ

れが非常に面白かったのです。「裁判所ってこんなふうに見られているのだ」ということを経験したあと、ロースクールができるというので大学のほうに戻って来ないかという話がありました。どうしようかと思ったときに裁判所の外から裁判所や司法制度を眺めてみるのも面白いかなと思い、大学というところに舞い戻って来たのです。

★糸永アナウンサー

一番初めのきっかけの部分で、もし親戚の方がお医者さんだったら、また違う道を歩まれていたかも。

★下村眞美氏

いえ、いえ、理系科目、特に数学は苦手でしたので無理とっていましたし、なにせ血を見たら真っ青になって動けなくなってしまうので、とても看護師さんとかお医者さんとかは、無理だと思いました。ただ河合さんと同じように、「手に職をつけておく」というのは両親の希望でもありましたし、いろいろと苦勞してきたのを見ている私としても何か資格をとっておきたいとは思っておりました。

★糸永アナウンサー

お二方、同期で大学に入ったときから顔見知りということなので、それぞれがそれぞれの道について「どうしようか」なんていう相談はし合ったことなんていうのはあるのですか。

★下村眞美氏

そうですね、私は大学に入った頃は、裁判官以外になろうとは考えていませんでした。

★河合文江氏

私もそうですよね、だからどちらかというと一緒に司法試験を受かるために頑張ろうというところはあっても。

★糸永アナウンサー

はい、はい、意識はあったとしてもそれぞれもうその時期にはもう進む道

は自分の中で決められているということ。

★河合文江氏

それもありますし、当時は修習が2年間あり、その2年間で実際に、組織に入って見習いみたいなことをしながら選べたわけです。だからそんな早く確定しなくてもという気持ちもありました。

★糸永アナウンサー

はい、ありがとうございます、そしてもうお一方、平谷優子さんです。平谷さんはこの広島大学のご出身で、このキャンパスにも通われていたということなのですね。ちょうど何か東広島に移った辺りも知っていらっしゃるということで、少し新しい東広島のキャンパスでも学生時代を過ごされたということです。広島大学大学院社会科学研究科で、また司法試験も合格しまして弁護士になられたということでございます。現在は法律事務所勤務に加えまして、地域の子どもの権利を守る活動などにもかかわりまして、今、広島県立大学で講師も務めていらっしゃいます。今日、どうぞよろしくお願い致します、はい。まず弁護士になろうと思ったきっかけの辺りから、皆さん、はい、教えていただいていますがいかがでしょうか。

★平谷優子氏（ひかり総合法律事務所：弁護士）

皆さんは、弁護士になる人というのは子どものころから優秀で成績も良くというふうに思っておられると思いますが。

★糸永アナウンサー

思っています、はい。

★平谷優子氏

そういう方もたくさんいらっしゃると思うのですが、私の場合はそうではありませんでした。私は、小学校のころは官僚になって東京に行こうとか、何か夢のようなことを考えていたのですけれど、そのために何をすべきかはまったく頭から抜けていて、中学校のときも高校生になっても、努力を怠ってしまい「鳴かず飛ばず」という状況で「自分は何者になれるのだろうか」

と非常に悩んでおりました。お二方の先生方はご両親も手に職をとということだったので、私の場合は母の夢が保育士になることもあり、母は短大（短期大学）でも出て私に保育士になってもらいたかったのだと思います。ですが、残念ながら母と私は性格も何もかも違って、母の願うようにはなれないと小学生のころから感じていました。高校2年生になると理系か文系かを本格的に選ばなければいけなくなり、悩んでいるときに、たまたまテレビのドラマで弁護士が出ていましたのを見かけました。当時の私の中での弁護士のイメージは、立派な黒い革の高い椅子に座ってふんぞり返っているというような、どちらかと言うとイメージが悪かったのですけれど、そこに描かれた弁護士は本当にはつらつと活動されて依頼者のために事案を解決していく、私が持っているイメージと全然違うものでした。そのとき、自分自身がそういうものになれるかどうか、はるか先の遠く先でかすんでいるような目標だけれども、その目標を持って進路を決めてみようと思いました。それで法学部に進学しようと決意し、法学部に進学するならば数学は二次試験まで頑張らなければいけないと、科目選択をしたわけです。そして、こちらの広大（広島大学）法学部に01生として入学をしました。入学後しばらく遊んでいたのですが、大学2年生の夏くらいに、これからどうするかを考える時期がありました。そのとき、本気で弁護士になりたいと思って、後期からは心を入れ替えて朝から夕方まで4コマずつと机について授業を受けるようにしました。4コマ授業を受けるとすごくしんどかったのですが、半期続けると慣れました。広島で当時、司法試験を受験するには大学の先生に教えていただくことが非常に大事で、大学に毎日通って授業を受け、当時の司法修習生に教えていただいていたので、両親にはなかなか言いだせなくて、大学3年生になって「実は私は就職活動をしません、司法試験をやりたいです」という話を初めてしました。そのころには親も薄々分かっていたみたいで、すぐにOKとは言ってくれませんでしたけれど最終的には仕方ないと認めてくれました。その後広島大学大学院に進学し、3年間大学院に通って司法試

験に合格し、司法修習生となりました。

★糸永アナウンサー

大学院に入って3年間勉強しようと、大学ではどんなことを、主にスケジュールとしてはどういう感覚なのですか。

★平谷優子氏

授業のコマは詰めて取るということはあまりしませんでした。私と同じように受験勉強をしながら大学院生活を送っているもう一人女性がいて、彼女と一緒に受験に少しでも役立つような科目をと配慮いただき演習をしてくださったりしていました。あと英語だったり、先生方の専門に近い分野について一緒に論文を検討すること、また答案演習を行ったりと、まだロースクールができる随分前ですけど、私たちの目的に合わせたわがまを認めていただいていたと思います。

★糸永アナウンサー

環境もかなり整って、その中で。

★平谷優子氏

ご配慮いただいたことに感謝しています。

★糸永アナウンサー

大体、個人的には大学に通っている以外で1日に、皆さん、どれくらい勉強されるものなのですか、ちょっと非常に稚拙な質問であれなのですけども、それぞれお三方にお聞きしたいと思います。

★下村眞美氏

司法試験に合格する1年前は、大学院に籍はあったのですが、単位は取り終わって論文だけ残しているという状況で、ほとんど自宅で勉強していました、私の場合は。大体、朝、起きてご飯を食べると、それからお風呂に入っている以外は一応、机に向かっているという状況でした。

★糸永アナウンサー

ほとんど寝るときと食事以外はということですけども、勉強法と言いま

すか、何か集中するためにこんなことをしたとかという、何か覚えていらっしゃいますか。

★下村眞美氏

そうですね、もう大分、昔のことなのですけれども、朝起きてご飯を食べる前にまず一番苦手な、その当時、民法がとても苦手だったので民法の勉強をしていました。

★糸永アナウンサー

苦手なことからするタイプ。

★下村眞美氏

そうです、はい。ご飯を食べてしまうと頭のほうに血が行ってくれないので、ご飯前にまずやると、それからご飯を食べてお昼からは自分の好きな科目に入るという感じでした。

★糸永アナウンサー

河合さん、いかがですか。

★河合文江氏

私は、勉強は、大学でかなりの部分をやっておりましたが、大学に行ってコーヒーでも飲んで勉強を始め、あまり長時間は保たないので、自分への言い訳として長期戦なのだから無理をしたらダメだというところで、一応、夜まで勉強やりますけれども、適度に休憩を入れつつ、たまに休みに遊びに行きつつということで何とかやってきました。

★糸永アナウンサー

気分転換はどんなことをしていたのですか。

★河合文江氏

当時、大阪に3本立て400円という安い映画館があったので、そこに行くとか。

★糸永アナウンサー

3本見たら6時間くらいかかりますね。

★河合文江氏

もう丸1日で疲れてしまいますけれども、当時は下宿にテレビもなかった
ので、メリハリを付けてやっておりました。

★糸永アナウンサー

メリハリ、ありがとうございます。平谷さん、いかがでしょうか。

★平谷優子氏

私は一人で勉強すると怠けがちだったので、複数の人と一緒にやっ
ていました。大学院のときにはお部屋をもらって(理学部1号館の隣の法学部・
経済学部棟の最上階の塔みたいなところ)そこで仲間と一緒に勉強をしていま
した。夏はクーラーがないので図書館に行って勉強してました。みんなで計
画を立てて、1年間通しの大きなスケジュールと、5月の択一試験、7月の
論文試験と時期毎の細かなスケジュール(週毎に準備する範囲を決める等)
で勉強してました。それと、ある時期、「しっかり勉強しよう」ということで、
各人がストップウォッチを持って1日に何時間勉強できるかみんなで競った
こともありました。私の場合10時間を超えるともう朦朧(もうろう)として
きて、それ以上勉強したことはほとんどありませんでしたが、他の人は12と
か13(時間)という人もいました。

★糸永アナウンサー

下村さんのほうも生活の中にすべて勉強が、もう生活のリズムの中に入り
込んでいるというか、河合さんの場合はメリハリを付けて休んで集中する
というか、そして平谷さんの場合はもうゲーム感覚で、何時間出来るか
みたいなそういうところもちょっと遊び心を加えながら大変な試験までの
時期を乗り切ってきたということなのですからけれども、今回たくさん、
皆さんのお手元にも事前に「こんなインタビュー項目」「こんなことを聞いて
みたいな」ということで幾つか欄があるのですけれども、はい。河合さん
のほうから伺っていきたく思いますけれども、この30年間でこの法曹の
仕事というのはとても大きく変わってきたというようなところをちよ
っとこのメモのところでい

ただいているのですけれども、これはどんなふうな、なられたときと今とではどういう感じなのでしょう。

★河合文江氏

制度はものすごく変わってきています。特に刑事は裁判員裁判を始め、いろいろな制度が新しくできてきました。裁判官は分厚い書類でも苦にせず読んでくれるのですが、一般人の人にそんなことを言っても無理なので、裁判員裁判の証拠は特に厳選しなければいけません。法廷でも昔は淡々と書面を読んでおけば良かったのが、分かり易いプレゼンテーションをしなければならなくなりました。また、被害者に対する保護というのが昔とは全然違っております。私が検事になったころは、まだ女性の法律家は少ないし、被害者保護も制度的にはなかったに等しいものでした。

★糸永アナウンサー

はい。

★河合文江氏

そういうことで対被害者、特に性犯罪の被害者への対応に非常に苦慮していたところがあります。今は被害者の方々が声を挙げられて、制度も整ってきました。例えば法廷で証言するときは犯人と顔を合わせないといけませんでした。それは被害者にとってもものすごく苦痛ですが、今は遮蔽措置といって見えないように衝立を立てたり、別の部屋からテレビの画面を通じて証言したりできます。被害者の名前も出来る限り知られないようにする制度とか、いろいろ出来てきました。本当に、この30年間で大きく変わってきました。また刑事事件では裁判に出せる証拠の要件が決まっていますので、裁判に出せるかたちで証拠を集めなければなりません。

★糸永アナウンサー

出せるかたち。

★河合文江氏

刑事裁判では、たとえば、弁護士さんが「不同意」と言ったら、原則として、

その書類は裁判に証拠として出せません。しかし、伝聞例外など「例外としてこういうものなら出せますよ」という規定もあります。そういう要件を満たすような形で証拠を集めないといけません。(※違法収集証拠や任意性のない供述も「出せない」証拠になりますので、適正な捜査も当然必要です。)また、供述は信用してもらえなければ証拠としての意味がありません。だから裁判官に供述を信用してもらうにはどうしたらいいかも考えなければなりません。今は取調べの録音・録画によって「これは被告人が任意でしている供述ですね」とか「このように誘導なくきちんと喋っていましたね」ということも立証できるようになってきました。

★糸永アナウンサー

その裁判そのものも大きく変わってきましたし、環境も大きく変わってきていますか。

★河合文江氏

そうですね。きちんと事実認定してもらうための証拠の集め方とか、証拠の評価のされ方が変わってきていますので、それに合わせていく必要があります。

★糸永アナウンサー

今、お話をうかがっていて、テレビドラマのおよそ半分以上が刑事ドラマと言っても過言ではないと思うのですが、そのたびに裁判官、検事、そして弁護士の方が主人公になっていろんな事件を解決していくみたいなドラマが非常にたくさん毎日、流れていまして、お二方がそういったドラマの影響を受けて今の職業にということですが、実際になってみて「そう、そう、ある、ある」ということを多分、なってみてから実際に仕事についてみると、それはちょっと全然違うよねということもいろいろあると思うのですが、どなたからお聞きしましょうか。平谷さん、どうですか。

★平谷優子氏

弁護士になってからは、あまり。弁護士だけでなくドラマは見なくなっ

たですね。

★糸永アナウンサー

見なくなった、逆に。

★平谷優子氏

見ていて引っかかっちゃうところもあり、「それはないよね」と単純に楽しめなくなってしまっただけ。ただ、一般には弁護士の業務中に占める刑事事件の時間占有の割合は多くない場合が多く、ほとんどの事件が民事関係です。ですが、民事事件はドラマ仕立てにしにくい部分もあるのか、特に2時間ドラマは一つの刑事事件のために日本中を飛び回っていますが・・・。

★糸永アナウンサー

はい、あります、必ず温泉が出てくる。不思議です。

★平谷優子氏

あれは実情とは大分違ってきます。

もっとも、主人公が検事の「HERO(ヒーロー)」は楽しみによく見ました。

★糸永アナウンサー

「いやもうこんなのでは全然ない」みたいな気持ちにやっぱりなって、なかなか入れないという感じなのですか。

★平谷優子氏

ドラマとしては面白いだろうと思うのですけれどもね。

★糸永アナウンサー

河合さん、笑っていらっしゃいますが。

★河合文江氏

特に刑事ドラマは、警察が主体のものにしろ「こんなことやったらダメじゃん」みたいに思うことだらけで、たまに見るときは、突っ込みを入れながら見えています。ただ一般の人に刑事事件に親しんでもらえるならば、それはそれでいいのですが、本当にそうだとされていて誤解されるとちょっと弊害があるかもしれません。

★糸永アナウンサー

いや、検事の方はすごい捜査をされますよね、いろんなドラマの中では。

★河合文江氏

そうですね。捜査ばかりやっている人だと担当事件を1人で20件とか何十件とか持っているわけで、1件のためだけに多くの時間を費やすのはまず無理です。

★糸永アナウンサー

そこはドラマとして、物語としてという感じなのですね、はい。最近のドラマではなく、裁判官であることを隠して何か捜査にというような、とてもあり得ないようなそんなのがありますけれども、下村さん自身が裁判官になりたいと随分小さいころから思われていて、なったあとというのではどうですか、何か「あ、思った通りだったわ」というような感じかどうか。

★下村眞美氏

はい。裁判官になって思ったのは男女の差というのはないのだなというのはよく分かりました。黒い法服というのですけれども、あの服を着たら法廷ではみんなもう男性も女性もなくて、単に裁判官というかたちで裁判に携わるということになりますので、男性だからどう、女性だからどうというそういう扱いというのは一切、感じなかったですね。というので女性にとっては働きやすいところかなと思います。しかも国家公務員ですから産休というのがちゃんと保証されていますし、私は女性にとってはとてもよい環境で、子育てもちゃんとできる職場ではないだろうかというふうに思っております。

★糸永アナウンサー

なるほど、書いてありますね、産休、育休制度も完備する、そういうことまでなろうと思っているときは思っていないわけですね。

★下村眞美氏

もちろん私が裁判官になったときはまだ育休もなくて、3年目で育児休業制度がやっとできましたが、ただ無給だったので、私自身は産前産後休業以

外に休んでいません。ところで、裁判所というのは別に裁判官だけが裁判に携わっているわけではなくて、書記官や速記官など裁判所職員と一緒に協力し合って一つの裁判に当たります。まさにチーム医療ではないですけども、チーム裁判で、判決や和解に至ります。ですので結構、女性の人が多い職場でもあります。私が最初に入った職場でも、裁判長から、陪席裁判官として女性が入るのは私が初めてだと言われたのですけれども、書記官には私の大学の先輩もいらっしやいましたし、同じ部にいた速記官は三人とも女性でした。それで、書記官室に行けば女性ばかりというようなそんな楽しい職場でしたし、子育ての悩みも相談に乗ってもらいました。

★糸永アナウンサー

下村さんも何か書いてある、私、ネットで今日、お会いする方はどんな方なのだろうと思って調べてみたりもしたのですけれども裁判官も3Kというのが書いてありました、それはどういう。

★下村眞美氏

確かに仕事自体は精神的にはきついところもありますよね。それから記録というのを、昔は結構持ち帰りとかということも許されていまして、持っけていても重いのですよね、結構体がきついのです。けれども和解ができたあととか、判決を書き終わって控訴されなかったというときにはよかったと喜びを感じられます。

★糸永アナウンサー

裁判官というのはずっと前を向いて座っていなければいけないというイメージがあるので、あれはたまたま私たち報道でお伝えするときには必ずお三方が「あ、この人が裁判官だな」みたいな感じで撮るのでですけども、あれも何かいろんなリクエストがあるわけですよね。

★下村眞美氏

テレビ撮影が始まった当初は2分間、前を向いて動くと言われてましたので、これが結構きついのです。どこを見ていいのかわからないし、最初は

ジーンとうしろのほうの時計を見ていました。昔は法廷に入ってくるころから撮られる場合もあったのですが、今は着席してから多分30秒とか1分くらいなので、ましになりました。本当にどこを見ればいいのかと思います。動いてもおかしいし、動かなくてもおかしいし、ニコツとしてもおかしいしというそういうので結構、苦痛なものです。

★糸永アナウンサー

普段、見ている場面がそういうふうにして結構、苦痛な時間なのだなというのをちょっと今日、はい、分かりました、ありがとうございます。平谷さん、どういうふうにして弁護士になられたかというお話を先ほどきっかけで数学の話とかいろいろ伺ったのですけれども、実際に弁護士を選んだというところは何かご自身で、はい、きっかけがあったのか。

★平谷優子氏

私が修習した当時、司法修習期間は丸2年ありました。私は弁護士になろうと思って司法試験を受けたのですが、弁護士として何をするのかはあまり詰めて考えられてはいませんでした。指導いただいた大学の先生方からは法曹は三者あるので、広く見てから選ぶべきとの助言もいただき選択肢は決めずに臨むつもりで修習期間を過ごしました。修習が2年というのはよかったと思う反面、丸2年ずっと研修というのはそれなりにしんどい期間でもありました。私の実務修習地合は福岡でしたが、その弁護修習中、当事者のバラバラな話を法的に整理され、最終的に法的主張となりその整理の結果に基づき紛争が解決されていく、その現場とか生の活動が非常に魅力的で、私はそこにかかわりたい、依頼者と寄り添い一番近いところでやっていきたいと思いました。それともう一つ、私は少年事件に関わったことがとても印象的でした。その少年は、犯罪行為を犯し、既に犯罪行為を繰り返していたことから保護者は「この子は少年院に行った方がいい」と言って、鑑別所に会いにも行かれなかったのですが、付添人弁護士がずっとその少年とかかわり、保護者の方ともかかわるうちに「これだけよそ様が親身に関わってくれるの

だから、もう少し頑張ってみよう」と少年に会いに行くようになりました。すると少年は、両親が来てくれたことで「僕は見放されないんだ」と少し前向きに問題に向き合えるようになり、その少年を見て、両親も「ではもう一回、この子とやってみよう」という気持ちになっていく、そしてさらに少年から「これから先どうして生きていこうか」と未来を真剣に考えられるようになっていく過程を見ました。弁護士がかかわることで物事が変わっていくことを経験し、私も細く長く少年事件だとか子どもの問題をやりたいと思いながら、広島に帰って来ました。

★糸永アナウンサー

それぞれの立場で裁判にかかわって、でも一つのことを解決するためのそれぞれの役割があるわけですがけれども、はい、そんな中でお三方、実際に自分が仕事に入ってみて一番印象に残っていると言いますか何か、今も例えばかかわったことをきっかけに忘れずにいられるというようなこととかありましたら是非伺ってみたいのですけれども、今、首をかしげていらっしやいますので隣の河合さんから。

★河合文江氏

なかなかドラマチックな話がないのですけれども。昔は女性法律家が少なかったこともあって、おそらく弁護士さんも男性ばかりで女性にとっては相談し難かった感じがあり、被疑者のお母さんから相談を受けたことがあります。また、女性の被告人が、男女のドロドロした話が背景にある事件で、「女性でないと分かってもらえないのです」と言って、裁判を担当している私のほうに相談にきたこともありました。検事という立場上、裁判段階でもあり、踏み込んだことは言えませんが、相手が誰であっても、まずは話を聞いて、その次のステップを教えてあげることはできます。幅広く話を聞いて、信頼感を得られたのはよかったかなと思っています。

★糸永アナウンサー

ありがとうございます。下村さんはいかががでしょうか、はい、何か。

★下村眞美氏

はい、そうですね。裁判所で仕事をしてきて印象に残っているというのはやっぱり和解ができたこととか、離婚事件で双方、相手を非難し合って、相手が悪いと言いつつ、最後まで話し合いができなかった事件で、とうとう判決をしたのですが、これはどちらからも控訴がされてまた長引くのだろうなと思ってたものが、どちらからも控訴されなくて終わったのです。それは結局、和解で示したのとあまり変わらない結論だったのですけれども、尋問で夫婦双方の話をよく聞いて、双方の言い分を少しずつ、本当にどちらの言い分も少しずつ認められたものですから、そういうことを判決に表すと納得してもらえるのだということを学びました。控訴されなかったことはちょっとビックリというか、良かったなと思いました。話をちゃんと聞いてもらえたという、多分そういったところに控訴されなかった理由があるのかなとか、今思っているところです。

★糸永アナウンサー

はい、ありがとうございます。先ほどの平谷さんの話にも少年が「あ、見捨てられてなかった、話を聞いてもらえた」ということで、何か起こしてしまった、問題が起きたことに関して、そして聞いてもらえることが、その先につながるというところなのではないでしょうか。平谷さん、いかがですか。

★平谷優子氏

子どもの問題をやっている延長上で、5年ほど前から弁護士が中心になってNPO法人「ピピオ子どもセンター」という名前で女子の緊急避難場所のシェルターと、男子の自立援助ホームというのを運営していて、私も理事として参加しています。理事長も広大の卒業生の弁護士です。これまで40人くらい子どもを預かりました。子どものシェルターを弁護士がやる理由は子どもの権利擁護活動と考えているからです。具体的には、ピピオに来る子の多くは虐待を受けていたりするわけですが、濫用的な親権行使に晒されていることも多く、そうした事への調整は法律家の仕事だろうと思っています。し

かし、居場所のない子どもたちであってもピピオに来て「いや、よかった、感謝する」なんてことはありません。本当はその子たちも知らない人と知らない場所で暮らさなければならぬ、そんなところに来たくなんかないわけです、落ち着いてゆっくり暮らせる自宅があるならばそちらにいたい、でもそういう場がないから仕方なく私たちのところに来るのです。過酷な環境を経てピピオに来ているので、その過程でのしんどい思いが、いろんな感じであらゆる問題行動としてピピオに来てから現れることもあります。約束を守ってくれない、学校に行く子も中にはいますが、学校に行ってもちゃんと約束通り帰ってきてくれないとか、いなくなっちゃって困ったとか、そういうこともあります。そうすると、関わる弁護士にとっても全生活を面倒みますから非常に負担が重くもあります。

ピピオの子と関わることは若手の弁護士にとっては自分の生き様を試されるみたいなのところもあります。何を言っても約束を守ってくれない、何を言っても響かないというようなところでしんどい状況となり、一人の弁護士が窮地に陥ったときに、ある先輩弁護士が彼に声をかけてくれました。「最も愛を必要とする人は、最も愛するに値しないことがある」裏返せば、最も愛するに値しないように思える子ほど最も愛を必要とする人なのだ、そういう意味です。

大変な思いをした子はたくさんいますが、ずっと手をかけていくと「何でもここまで自分にしてくれるん？」というようなことを言い出してくれることもあります。そうやって、何かのきっかけでちょっと変わってくれることも。そんな言葉が出始めると、自分のことも周りのことも考えてくれるようになって、そうなれば私たちが預かる必要は薄れ、自分の力で生きていけるようになってきたねといって一人暮らしの準備をしたりするわけです。

学生の方には、このような活動も実は弁護士の活動の一つとしてあるということ、～プロボノ活動といって私たち費用をもらってやっているわけではないのですけれど～、そういうのも含めての弁護士の仕事なのだということ

を、お知らせできればと思いました。

★糸永アナウンサー

本当に深く、深く人とかかわる仕事なのだということ、今、平谷さん、そして河合さん、下村さんの話を聞いて改めて感じるころなのですけれども、法曹という仕事にかかわる中で、これからちょっとディスカッションしていきたいと思うのですけれども、一番大事だと思われることというのは、必要、または必要ですね、どういうふうに感じていらっしゃるのでしょうか。下村さん、いかがですか。

★下村眞美氏

弁護士の方でもそうだと思うのですが、物事を少し当事者から距離を置いて客観的に見ることができるかどうかというのが大事だと思います。先ほど平谷さんもおっしゃっていましたが、公益の立場もあるということで、弁護士といえどもやはり当事者べったりではなくて、当事者から少し離れたところから物事を見ると、しかも確かに裁判ということになると個々の事実がどうだったのかということを中心にするわけですが、ではこの判決をして、これから先、この当事者たちはどうなっていくのだろうかというようなことを考えるという、そうであれば判決をしようと思えばできないことはないけれども、厄介だけどやっぱり和解のほうがいいのではないかと、そういったことも考えることがあります。客観的に見るということ、現在ではなくて、これからどうなるということ、少し想像力を働かせるということも必要かなと思っております。

★糸永アナウンサー

そういった考え方というのは下村さんご自身、若いころから今というふうになって変化はあるのですか。

★下村眞美氏

裁判官というのは基本的に両当事者から公平な立場ということで、客観的に見るということはあるのですけれども、そうですね、訟務検事をしていた

ときですかね、少し裁判官とは違って当事者として行動するわけですから、過去のもの、過去の事実を確定とか認定するだけではなくて、これから先どうするのかなということを少し考えるようになったかなと思います。

★糸永アナウンサー

ありがとうございます。河合さんはどういうことが必要というふうに思われますか。

★河合文江氏

誠実であること、要するにウソをつかない、ごまかさないとということがまず一番最初にくるのではないかと思います。いろんな人の人生を左右することをやるわけですので、仕事や他人に対していい加減なことをしないと、ウソをついたり、ごまかしたり、偽造したりしないと。これは検察庁の過去の事件の反省もあるわけですが、大前提としてそういった誠実であるということが必要ではないかなと思います。

★糸永アナウンサー

ありがとうございます。資質として大事だと思われることは、平谷さん、いかがですか。

★平谷優子氏

根本的な資質というと、今、河合さんがおっしゃたようなところかなと思うのですが、下村さんのお話を聞きながら思ったのは、弁護士は、依頼者とお話をするわけですが、その実としては説得をしている部分もあるなということ。依頼者の方のお話の中には、その言葉だけを捉えれば「何でそんな偏った話になるのだろう」と受け取れるものもあるわけですが、逆にそういう話であるほど「なぜこの方はそんなふうに言うのだろう」と考えるようにしています。なぜそこまでの思いになったのか、逆に言うとそこまで追い詰められているような気持ちに至ったのかということ、一生懸命その背景を考えてみています。考えてみても、分からないこともあります。それでも一見無茶を言われているような話にこそ、その方の思いやこだわりがあ

るわけで、そこに迫っていくことによって何かが見えてくることがあります。それを言葉にして依頼者に返したりしながら、さらに解決のために一歩進めて別の考え方も提示し、さらに寄り添う視点で整理をしていく、そのように人の言葉の背景を探る必要はあるのではないかと思います。

また、特に刑事弁護等においては、あり得ないのではないかとするような話を聞くこともあります。これについては、若手のときにある裁判官に言われましたことが印象に残っています。「弁護人は絶対あり得ないと思っても、それに徹底して付き合いをあげるのも一つの仕事なのだよ」と。被疑者被告人の中には、犯罪を繰り返すような生活を続けた結果、誰からも信用されなくなっているような方もいます。でも、そうした人にこそ、徹底して付き合いをあげるというのもありなのだよというふうに言われたのです。客観的に見れば事実として認めにくいことは、そのように伝えるのですが、それでも絶対こうなのだと言われれば、最後まで付き合いをあげるということも弁護士の仕事としてはあり得るのかもしれない。この辺は、それぞれの価値観に関わる話ですが、私はそれは有りなのではないかと思っています。

このように真実はどうなのかを究明することと共に、依頼を受けた人のためにどこまで寄り添うのか、その事実についてフェードインして見る目と、フェードアウトして見る目、両方持ちながらその事案にどのようなスタンスで寄り添うかが大事なところなのかなというふうに思っています。

★糸永アナウンサー

でも資質という面ではそういうふうにそこまで話してもらえるかどうかという、そういう話をしてもいいよと思ってもらえる、その前提がないとまず何も進まないというそういう感じですよ。

★平谷優子氏

依頼者から全部話してもらえないとは思っているのですけれど、弁護士の立場で、話してもらえないことはあまりありません。たとえば、離婚問題だと、近所の人とかお友達とかにドンドン話せるような話ではないため、

弁護士が唯一、愚痴も含めて聞ける相手であつたりします。なので、私たちが唯一の頼りみたいなかたちでかかわることが多く話はしてもらえます。もっとも、真実はどこにあるのかについては少しシビアです。その方の見立てはこうなのだけれど、見方が変われば違う事実のようになるということもあるので、複数の視点は意識しなければいけないと思います。

★糸永アナウンサー

ありがとうございます。下村さんは資質の中で飲み会の幹事ができる人というふうにちょっと書いてあつたのですが、それはどういう面から、はい。

★下村眞美氏

これは昨年の3月いっぱいまで退官された元東京高裁判事の加藤新太郎先生がおっしゃっていたのですけれども、飲み会の幹事ができるというのは、要は「ちょっと飲み会、やらないか」と言ったら人が集まってくると、そういうまず人望があること、それからちゃんと会計ができること、ここがまさに誠実というかごまかさないとということ、そして飲み会で寂しく一人ポツンといるような人がいたら、そういった人のそばに寄り添ってちゃんと話し相手をしてあげるといふ心遣いができること、そういう人が裁判官になれるのだよというお話をされたので「あ、なるほど、すごく分かりやすい」と。

★糸永アナウンサー

分かりやすいです。

★下村眞美氏

そう思ひまして、学生にもそういったことを折に触れて紹介したりしているところです。

★糸永アナウンサー

そういった中で資質というところもあると思うのですけれども、資質が有るか無いか、でも無いとしてもやりたいという情熱、そういうことも大切だと思うのですけれども、また何か目標が出来て、今から進もうとしているときに、まずどういうことに、何に取り組んでいったらいいかというようなと

ところで、今それぞれ専門職におけるそういう、何て言うのですかね、取り組み方というのは、それぞれどんなふうにお考えでしょうか。では真ん中の河合さんのほうから、どんなことに興味を持って、どんなことに取り組んでいったらいいのかというそういう、ちょっとザックリとして申し訳ないのですが。

★河合文江氏

まず法律家を目指して受験勉強をするというのとは別に、人間性を磨くために、幅広く興味を持つ、本をたくさん読むというのが大事だと思うのです。今頃、若い人は長い文章を読まないとか、読書自体しないというものがあるのですけれども、いろんな本、特に過去の名著などを読むと、いろんな人間の考えを知ることができます。なぜこの人はこんなことをしたのだろうか、なぜこんなことを言うのだろうかと考えるには幅広い想像力が必要で、そのためにも読書は有益です。それと「きちんとした日本語を書きましょう」ということです。私も教官をやっていてひどい答案を散々見てきているから言うのですけれど、内容というよりもまず文章として出来ていないものが多いですね。法曹三者の何になっても、書類を書く、人に見てもらふ文書を作るというのは基本になってきますから、人が読んで分かる内容の文章をつくる、美文でなくてもいいので正確に理解してもらえるものをつくるというのが非常に大事です。その基礎をつくる意味でも読書は大事と思います。検察官がつくる文書というのは美しくなくても法律的に疑義が生じないものでなければなりません。二義、二つの意味が生じてはいけません。

★糸永アナウンサー

はい。

★河合文江氏

特に二義を招かないという文章というのを、私も仕事に就いてから厳しく言われましたし、意味が2つに取り得る内容ですと、裁判になって「いや、私はこっちの意味で言ったのです。」と言われてしまいますから、言葉を磨くことも大事と思っています。

★糸永アナウンサー

河合さん、そのために学生時代に何かされていたこととあってやっぱり本ですか、映画を見られたこととか。

★河合文江氏

そのためにというよりも本が好きですごく読んでいました。

★糸永アナウンサー

ありがとうございます。下村さんはいかがですか。

★下村眞美氏

はい、私も同じように本を読んでもらいたいと思います。最近の学生は、新聞を読んでくれてないですね。学生には特に新聞を読んでほしいと思います。私たちが扱うものというのはまさに社会で起きている、宇宙で起きていることではなくて社会の中で起きていることなので、今社会がどんなふうに進んでいるのかとか、何が起きているのかとかについて、新聞の見出しだけでも、また、眺めるだけでもいいですから、やっぱりインターネットではなくて紙のほうを読んでほしいと思います。それとあと少し最近は気になる点があります。学生も一般人もあまり他人のことが目に入っていないという気がしています。まさに自分たちのグループならグループの中だけのことしか考えていないように思います。他人がいたらどう思うかとか、他人がどんな思いをしているかとか、そういったことに対する気遣いが無いというところがあります。どうも自分もそうなのに他人のことは目に付くといったようなところがありまして、そういったことが少し気にはなっております。法律家としてはまさに細部のところですね、こういった言葉遣いをして、これは誰かを傷つけないだろうとか、あるいは裁判官の立場からしてこの言葉遣いはいいのだろうかとか、そういったことは気にしております。

★糸永アナウンサー

ありがとうございます。下村さんご自身は学生時代というのは何か心がけてしていたこととあってありますか。

★下村眞美氏

いえ、特にはないのですね。私は自宅と大学が遠かったので電車には長いこと乗っていたのですけれども、半分は睡眠時間、半分は読書時間というくらいの感じでしたので、特に何かをとというようなことはなかったのですが、やはり新聞とかニュースというのは必ずチェックはしておりました。

★糸永アナウンサー

平谷さん、いかがですか。

★平谷優子氏

私は受験生の方とのかかわりがなくて、若手の弁護士さんのかかわりで話しますが、みんな素直で真っ直ぐなのですよね。弁護士というのは在野の法曹ということなので社会の少数の方の人権侵害があるならば、そのことに対し意見を発信していくべき立場だと思っています。若手の弁護士の中には役所の対応に当事者が困っているのに、担当者に「これ言われました」って帰ってることがあって。「そうではなくて、ここがおかしいと言ってきてよ」と助言したり。社会のあり方について疑問や問題意識を感じないまま、これまで順風に人生を送って来て弁護士になった人が増えているのではないかと思います。社会の問題、疑問について自分なりにどう思うのかを考え、自分と違う考えも整理できるのが法律家だと思います。弁護士は言いにくいことを言わなければいけない仕事だと思っています、少数の立場からものを言うということ、多数に対して意見を言うということとはなかなかしんどいです。「ここでこんな発言をすると、ちょっとこの話の流れからずれてしまうかな」と思いながら発言し、言ったあとでゲンナリして帰るのですが、でもそれが弁護士の仕事だろうと、それが職責ではないかと思いながらやっています。なのでいろんなことに問題意識を持って、その問題意識について自分なりにちゃんと、抽象的な問題意識ではなくて自分なりに突き詰めてみておくというようなことは大事なことではないかなと、そういうことは法的な手法にもつながるものではないかなというふうに思います。さっき、河合さんが言わ

れていた文章ですけれども、私も修習中に徹底して直されたことがありました、検察修習中に。日本語って主語を書きませんよね、ですがこれは徹底して主語を入られました、だから日本語としては、何て言うか、美しいというか洗練された文章ではないのですが、全部主語を入れるということで、誰がやったのかという、誰の発言なのか、誰の行為なのか、誰が目撃したのかというようなことをきちんと整理するために入れられる限り主語を入れるというようなこと、あと文が長くなればなるほど結局この主語はどここの述語にかかるか分からなくなるのです、日本語はそういうようなこともやんわり許すのですけれども、法的文書であれば出来る限り短いほうがいいと思います。そういったことを日々意識していくと比較的分かりやすい文章につながるのではないかと思いますので、そういうことを起案の際には参考にさせていただけたらいいかなと思います。

★糸永アナウンサー

その河合さんがおっしゃいましたけれども、書き方によってこうも受け取れる、ああも受け取れる、主語がないようではちょっと困ってくるというわけですかね。ずっと下村さんが河合さんの話をうなずきながら聞かれていたのですけれども、今、教えるという立場にいまして、今の学生さんを見ていて「あ、ここがすごいな」とか「今ちょっと本を読んだらいい」とかというアドバイスのなこともあると思うのですけれども、日々そういう今、目指している方にかかわってみて、どんなことを感じられますか。

★下村眞美氏

そうですね、先ほども言いましたように例えば判例になっている事案について、なぜこういう判例が出てきたのかとかその背景ですね、そういうところまでなかなか踏み込んで考えてくれない、判決文に出ていた字面だけで見て「あ、これに対してこういうふうにすればいいのだな」だけでしか判例を見ないとかというようなところがあります。試験にはそれでいいのかもしれませんが、実務に出たときには、なぜそうなったのだろうというその背景で

すよね、そこまで踏み込んで考えるようになっていただかないと、実務家としては役に立たないと思います。

★糸永アナウンサー

実際ちょっと職業は違うのですけれども、私もアナウンサー、記者という仕事をしてしまして、「今日は記者会見がなくなった」という場合、記者会見がないから話が聞けないということではなく、どうやったら話が聞けるのか、待つのか、頼むのか、そういうところをやっぱり自分で能動的に動いていかないと何もできないということ、私自身も「あ、どんなふうにしてそういうことを伝えたらいいのだろうな」というような、今、若い世代に育ってもらいたいなと思うところで思うところがあったので、今、はい、私自身はちょっと非常に参考になりました、ありがとうございます。

今回「現代社会に挑むプロフェッショナル」という大きなタイトルがあるので、女性法律家の皆さんそれぞれに、それぞれの仕事のプロフェッショナルとはということ、またこの仕事をやっていてよかったなというようなそういったことを最後に、はい、それぞれがお伺いできればと思いますが、ではどなたからまいりましょうか。積極的に、はい、では河合さんのほうからお願い致します。

★河合文江氏

検察官としてのプロフェッショナルというと、やはり正義のプロであれということだと思います。正義というのは何かというと、価値観はいろいろありますが、まず「何が事実か」を見極めるプロであるべきと思っています。世の中に証拠というのはいろんなものがあって、相反する供述もあるし、客観証拠と呼ばれているものも意味づけをしないといけないことがいろいろあるわけです。そういうたくさんものの中から真実を見極めていく、そこを厳密にできるようにすることが大事と思っています。検察官の仕事として、もちろん無罪の人を処罰してはいけないのですけれども、それとは別に本当に困っている被害者がいるのに「これは証拠がないからダメです」と言って、

そのまま終わらせてしまったら、司法制度自体に対する信頼をなくしてしまいます。検察官は、積極的に証拠を自分で集めていけます。そのために逮捕や捜索といった強制力というのも与えられているのです。刑事事件で、国家として人を処罰するためには事実をきちんと見極めたうえで、ではどう処分していくかというのを考えていく、そういうようなプロにならなければいけないなと思っております。

★糸永アナウンサー

ありがとうございます。平谷さん、いかがでしょうか、最後にプロフェッショナル、弁護士の資質とはというところでいきますと。

★平谷優子氏

お二方と私、弁護士が一番違うところは組織、ローファームなどに就職すればまた別なのかもしれませんが、一般的に弁護士というのは組織の中で仕事をしないというところ。その良さはしらがみがないということで、だからこそ言えることというのはたくさんあると思います。だからこそというところで意識しなければいけないのはやっぱり依頼を受けた事件については自分が責任を取るところです。最後の責任は自分が取るのです、そこをやっぱり意識していかないといけないから非常に悩むこともあるので、悩んだときには守秘義務に反しない限りにおいては同僚の弁護士であったり、相談してもいいし、実際そうやって自分なりの整理はしていますけれど、その判断というのは弁護士は、おそらく私だけではなくて日々悩みながらですが責任を取っている、その責任が取れるかどうかというところはやっぱり弁護士になるにあたってプロフェッショナルというか、覚悟を持つ必要がある部分ではないかなというふうに思っています。もう一つ、やはりちょっと出しましたけれど弁護士の使命というところに絡んで言うと、私たちは権利擁護の砦だと思っています。そこの部分の意識、弁護士の資格は私ももちろんいろんな事件をやって、そこで報酬をいただいて仕事をしているので、それは稼ぐ糧ではあるのですけれども、でもそれだけがというふうに思ってしまう

は、私たちの使命は全うできないので、そういう職責を持った資格であるところについてもずっと頭の隅に置いておいてもらったらと思いますし、一緒に仕事をしている仲間の弁護士、弁護士は一人でやると言いましたけど、本当に一人でやる事件もありますが、それ以外に一緒にやる仕事もたくさんあります。一昨年、弁護士会の副会長の仕事をさせてもらって、そこは本当にチームで仕事をしたのですが、そういういろんな方の考え方なんか、意見なども聞いてそういう仕事もあって、その中でもやっぱりみんな同じ方向を向いていると思えたのですね、最後の最後、弁護士が何をして、何を考えるべきなのか、そういったところはロースクールなどで学んでいくということも大事ですが、やっぱり一人ひとり考えていってもらうということが大事なのではないかと思います。

★糸永アナウンサー

ありがとうございます。最後、元裁判官の下村さんに、はい、プロフェッショナルとして、はい。

★下村眞美氏

最近読んだ本の中に裁判官は無責任であると書いてありました。確かにそうですね。裁判官がわざととか故意とか悪意を持って間違ったら、それはもちろんあってはならないことですし、国家賠償にもなるのでしょうか、普通にやって地裁と高裁で判断が違うということはよくありますよね。

★糸永アナウンサー

はい。

★下村眞美氏

同じ証拠を検討して判断が異なったときに、裁判官が一々責任を問われることになると、司法制度・裁判制度が成り立たないと書かれていたのです。なるほどそのとおりであると思ったのですが、だからこそ公正な立場から、そのとき持てる力を、全力を傾けてこの判断が正しいのかどうかということ、いわば人格をかけて判断するということが必要なのだなと思っています。

確かに一審で間違っているとしても高裁で直してもらえる、あるいは最高裁で是正してもらえるという制度になっています。裁判官は、憲法・法律と良心に従って正しいと考えれば、例えば「被告は原告に10億円払え」、「100億円払え」と判決に書くことができます。だからこそそのときに真剣にその証拠に向き合い、法的判断はこれで間違っていないかということを真剣に考えて、それで最終的な判断を出すということが必要なのだと思います。では自分自身を振り返って、それが出来ていたのかと問われたら「うーん、それは何ともしよう」というところはあるのですけれども。それでも、だからこそ日々の努力というのが大事なことだと思っています。

★糸永アナウンサー

ありがとうございます。今日は法曹界のそれぞれのお立場で活躍するお三方から非常に貴重なお話をいただきました。どうぞ皆さん、三人の皆さんに大きな拍手をお送りくださいませ。ありがとうございます。大変貴重な機会でした、ありがとうございます。

★進行係

はい、ありがとうございます。有意義な2時間を過ごしていただきましたとしたら企画した側として非常にうれしく思います。それでは下村さん、河合さん、平谷さん、そして糸永アナウンサーに今一度、大きな拍手をお送りください。ありがとうございます、それでは以上をもちまして「女性法律家によるパネルディスカッション」を終了致します。お忘れ物などございませんようにお気をつけてご退席ください。本日のご来場、誠にありがとうございました。

★下村、河合、平谷、糸永

ありがとうございます。